

(案)

泉南市国際化ビジョン
(改訂版)

～世界にひろがる 世界をかんじる 世界につながる

関空のまち・せんなん～

令和8年〇月

目次

第1章 ビジョン改訂の趣旨	2
第2章 ビジョンの位置づけ	3
第3章 本市の現状.....	4
第4章 これまでの取組と課題.....	8
第5章 国際化推進の視点と目指すべき将来像.....	10
第6章 新ビジョンの方針	12
第7章 新ビジョンの推進体制.....	14

市長挨拶文掲載ページ

第1章 ビジョン改訂の趣旨

泉南市(以下、「本市」という。)では、関西国際空港の開港を目前に控えた平成5(1993)年9月に泉南市国際化ビジョン(以下、「旧ビジョン」という。)を策定しました。そこでは、「泉南市民・泉南市は、地球上すべての人・都市とともに、地球という社会を構成する一員」だとし、泉南市民も地球社会の一市民として自ら国際性を育み、国際化を推進することとしています。また、平成24(2012)年には泉南市自治基本条例(以下、「自治基本条例」という。)を施行し、第33条に規定した「国際交流」に基づき、国際交流団体等と連携し、国際都市像の実現に向け取り組んできました。

平成6(1994)年に開港した関西国際空港は、令和7(2025)年8月に月間国際線旅客数が過去最高に達しました。このような中、本市では大阪・関西万博2025の開催を目前にひかえた令和5(2023)年、フィリピン共和国ダバオ市と初の海外姉妹都市協定を締結し、国際化に向けさらに大きな一歩を踏み出したところです。

旧ビジョンが策定された平成5(1993)年には本市の総人口は伸び続け、外国人人口も総人口の伸びにほぼ比例して伸び続けていましたが、本市の総人口は平成17(2005)年を境に減少しています。しかし、外国人人口は増加し続け、今も総人口に対する割合は増え続けています。

一方、国では少子高齢化や人手不足を背景に、外国人材の受入れを進めており日本で働く外国人労働者の数は、令和7(2025)年10月末には過去最多を更新しました¹。国においては、日本人と外国人が互いに尊重し、安心・安全に暮らせる共生社会の実現を目指すには、受け入れる側の日本人が共生社会の実現について理解し協力するよう努めるだけでなく、受け入れられる側の外国人も同様に共生の理念を理解し、日本文化や日本語、制度等についても理解するよう努めることが重要であるといった考えを示しています²。国では、日々変化する社会経済情勢に対応するために、関係する法令やプランの見直しを適宜行いながら国内の国際化や多文化共生に係る指針を示しており、各地方自治体もそれらに即した形で国際化施策の推進に取り組んでいます。

このような本市における国際化の進展や、国における社会経済情勢の変化に鑑み、本市のさらなる国際化の推進や、課題やニーズに対応した多文化共生のまちづくりを推進するため、旧ビジョンを改訂します。

¹ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況より(令和8年1月30日)。令和7年10月末時点において、外国人労働者数は2,571,037人で、前年比268,450人増加している。

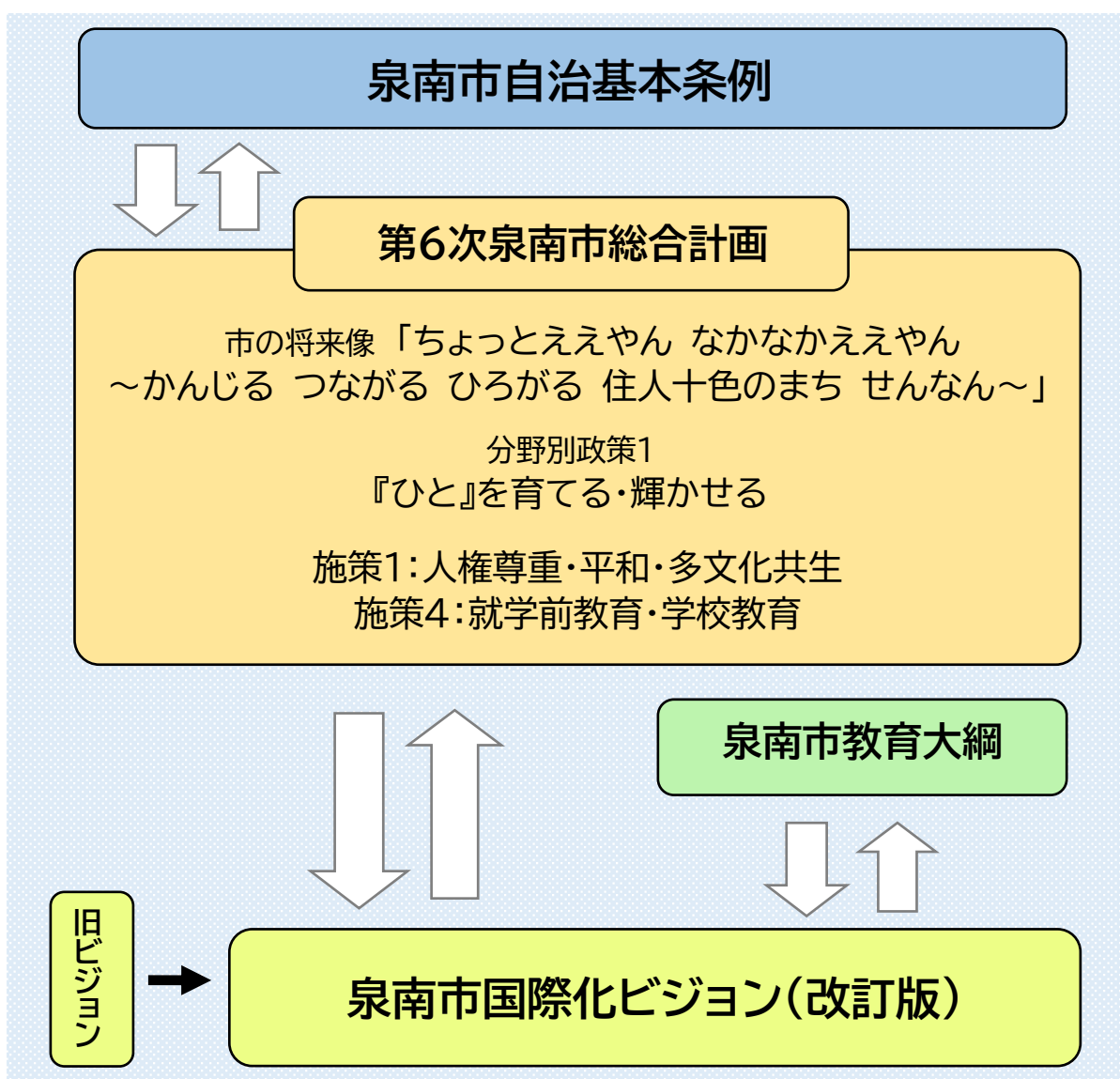
² 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和7年度改訂)」(令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

第2章 ビジョンの位置づけ

自治基本条例第33条において、これからのまちづくりには国際社会との関係や国際的な視点が重要であると示されており³、市の最上位計画である第6次総合計画(以下、「総合計画」という。)では、国際化施策及び多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくことが示されています。

泉南市国際化ビジョン(改訂版)(以下、「新ビジョン」という。)は、自治基本条例や総合計画の趣旨に基づき、本市の国際化施策の方向性を示し、施策の展開を図るものです。

新ビジョンの推進においては、泉南市教育大綱やその他の関連計画との整合性を図りながら、国際化施策を市全体で推進します。



³ 泉南市自治基本条例(抜粋)

第33条(国際交流) 市民及び市は、これからのまちづくりにおいて国際社会との関係や国際的な視点が重要であることを認識し、積極的に国際交流を促進するよう努めます。

2 市は、関西国際空港と連携及び協力して、世界の人、モノ、情報の交流拠点となる国際都市にふさわしいまちづくりを進めます。

第3章 本市の現状

(1)外国に行って英語を使ってみたいと思う泉南市の子どもの割合(小・中)

外国に行って英語を使ってみたいと思いますか。	
小学生(3年生～6年生)	68.7%
中学生(1年生～3年生)	67.8%

(泉南市教育委員会 令和7(2025)年度実施 外国語・英語アンケート)

(2)英語の勉強をするために外国へ行ってみたいと思う泉南市の子どもの割合(小・中)

英語の勉強をするために外国へ行ってみたいと思いますか。	
小学生(3年生～6年生)	51.5%
中学生(1年生～3年生)	52.0%

(泉南市教育委員会 令和7(2025)年度実施 外国語・英語アンケート)

(3)外国籍を有する市民の人口と割合(総人口比)の推移

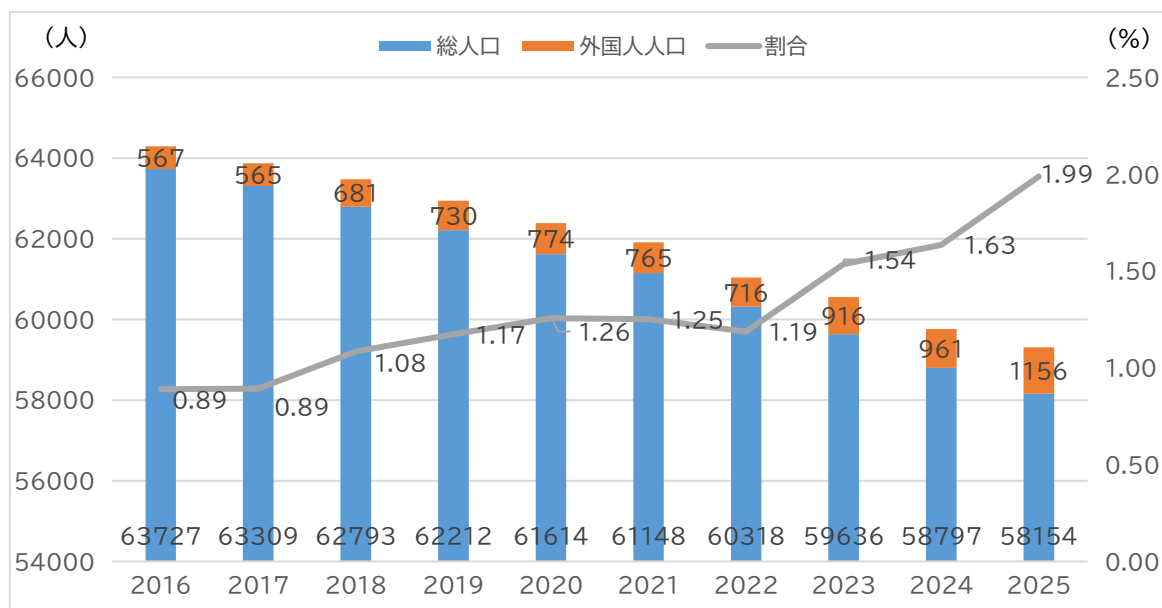


図 2 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (2025年1月1日時点)

日本において、外国籍を有する人口は、令和7(2025)年1月1日現在、367万7463人で、日本の総人口1億2,433万690人⁴の約2.96%にあたります。

本市においては、令和7(2025)年現在で外国籍を有する市民は過去最多の1,156人であり、同時期の本市の総人口58,154人に占める割合は約1.99%となっています。

⁴ 総務省統計局「令和7年1月1日現在の人口推計」

(4)外国籍を有する市民の世帯数の推移

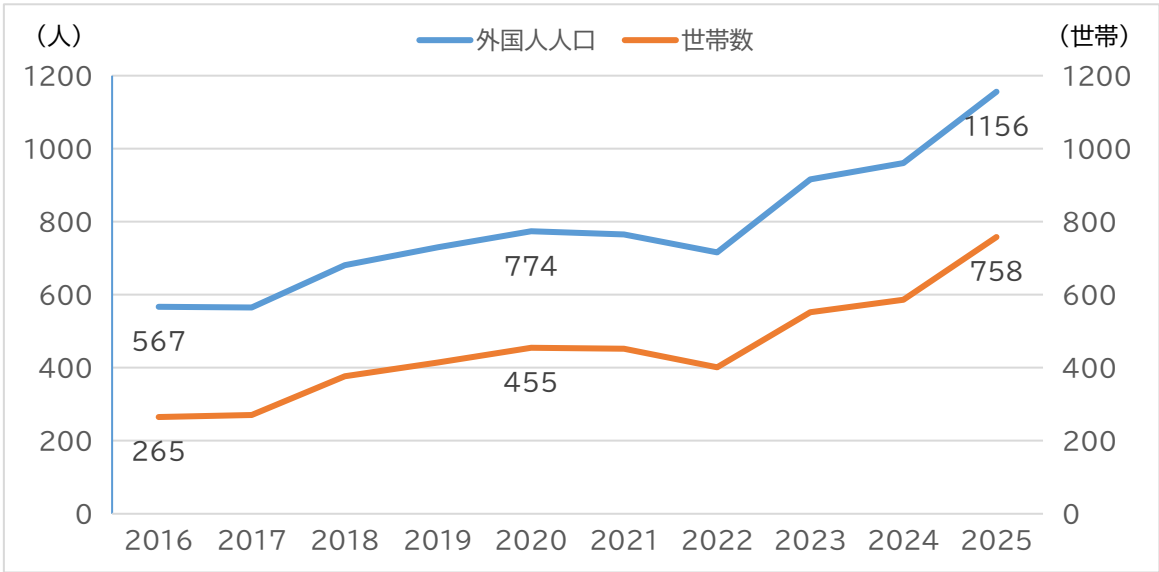


図 3 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (2025年1月1日時点)

令和7(2025)年1月1日現在、外国籍を有する市民の世帯数は758世帯で、市内全世帯 26,723 世帯の約2.83%となっています。

(5)外国籍を有する市民の国籍別推移

	中 国	韓 国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	インドネシア	台湾	米 国	タ イ	イ そ の 他	総数(人)
2015年	97	178	23	62	16	13	0	7	2	0	152	550
2016年	92	177	9	64	15	10	0	9	3	0	157	536
2017年	120	174	84	77	16	7	0	12	3	0	192	685
2018年	150	168	81	72	23	9	0	12	3	0	202	720
2019年	164	170	101	76	16	16	43	13	4	11	144	758
2020年	152	160	153	72	15	11	44	8	5	13	144	777
2021年	124	110	160	76	12	17	39	14	7	10	152	721
2022年	155	156	156	92	17	32	107	16	10	16	171	928
2023年	175	154	173	97	13	37	102	10	19	22	170	972
2024年	188	157	250	104	15	35	159	14	21	33	197	1173

表 1 在留外国人統計テーブルデータ(国籍・地域別在留資格別 市町村別 2024年12月時点)

泉南市の外国籍を有する市民の人口は、平成27(2015)年の550人から令和6(2024)年の約10年間で1,173人へと約2倍に増加しています。近隣自治体⁵と同様に、本市における外国籍を有する市民の拡大と多国籍化が進んでいることが分かります。

⁵ 在留外国人統計テーブルデータ(国籍・地域別在留資格別 市町村別)によると、過去10年において外国籍を有する人口について、泉佐野市で2015年1,259人から2024年3,595人へと増加(約2.8倍)。阪南市では、2015年292人から2024年に719人へと増加(約2.4倍)。田尻町では、2015年108人から2024年246人へと増加(約2.2倍)。

(6)外国籍を有する市民の在留資格別の割合

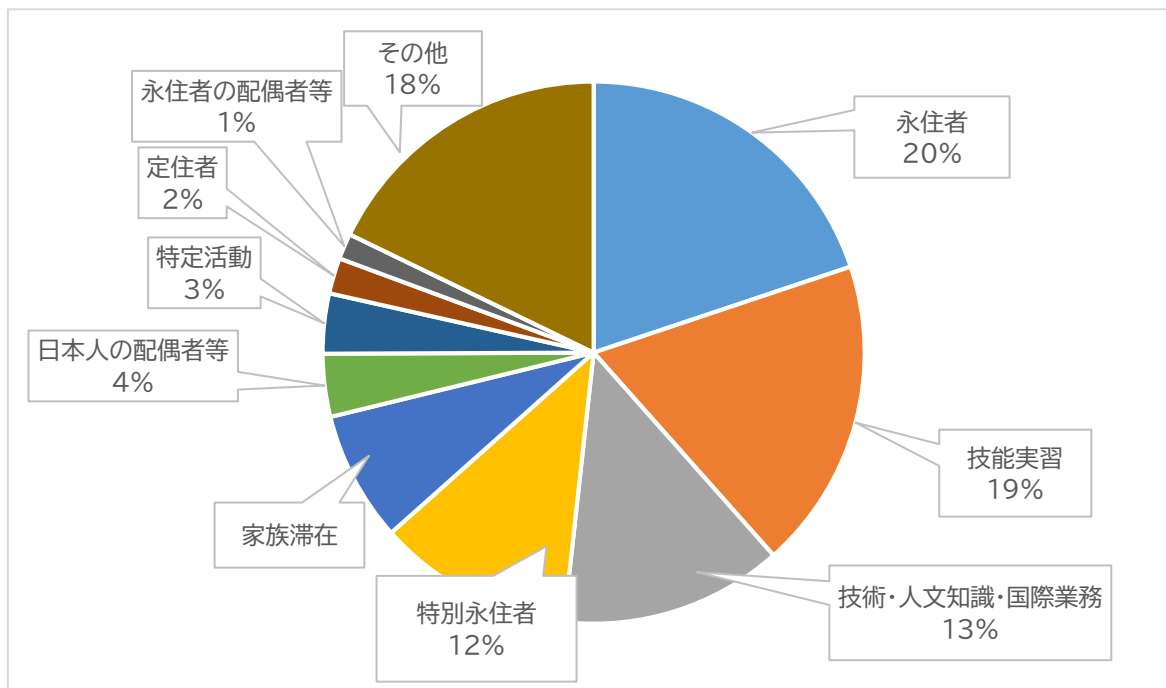


図 4 在留外国人統計テーブルデータ(国籍・地域別在留資格別 市町村別 2024年12月時点)

本市の外国籍を有する市民の在留資格の割合は、永住者が約20%を占めており、次いで技能実習が約19%を占めています。

<在留資格一覧>

在 留 資 格 一 覧 表

就労が認められる在留資格(活動制限あり)		身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)	
在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、行使等及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
教授	大学教授等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
芸術	作曲家、画家、作家等	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	就労の可否は指定される活動によるもの	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等
高度専門職	ポイント制による高度人材	就労が認められない在留資格(注3)	
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	文化活動	日本文化の研究者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	短期滞在	観光客・会議参加者等
医療	医師、歯科医師、看護師等	留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	研修	研修生
教育	高等教育、中学校等の語学教師等	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	<small>(注1) 平成31年4月1日から</small> <small>(注2) 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業</small> <small>(注3) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。</small>	
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者		
介護	介護福祉士		
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等		
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者		
技能実習	技能実習生		

資料：出入国在留管理庁資料

表 2 在留資格一覧表

(7)外国籍を有する市民の年齢別人口構成

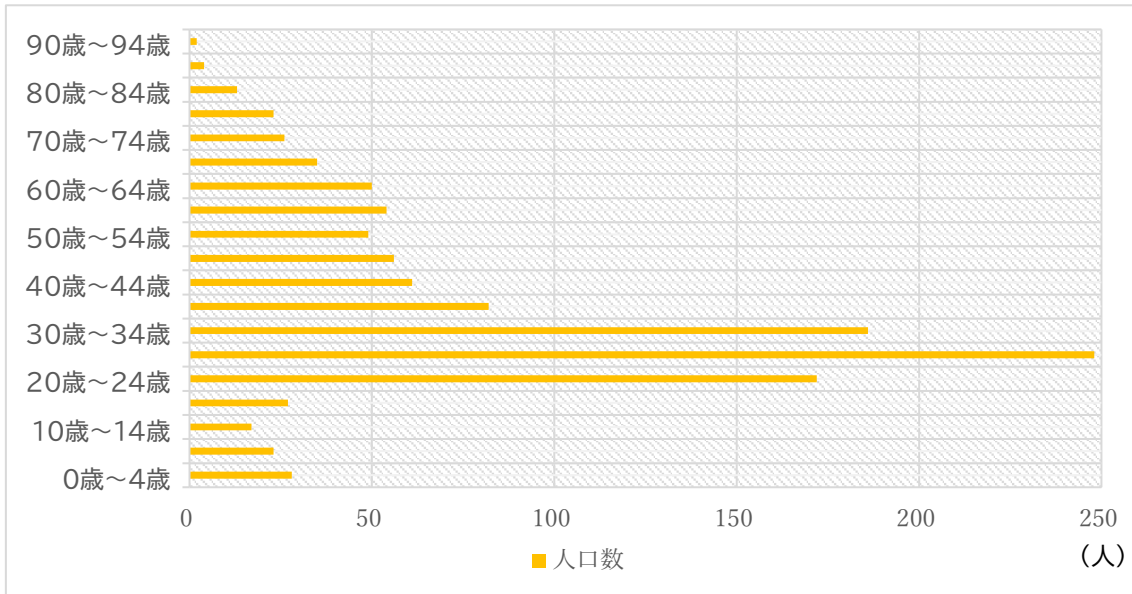


図 5 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(2025年1月1日時点)

泉南市の外国籍を有する市民の人口は20～39歳の若年層が中心で、特に25～29歳が突出して多いことが分かります。15歳未満及び高齢層の外国人は比較的少なく、単身または若年夫婦等による滞在が主であると考えられます。

(8)「外国につながる市民」について

第3章(3)～(7)においては、「外国籍を有する市民」と表記をしていますが、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や親が外国籍である子どもなど様々な背景を抱えて暮らす人々がいます。

これらの人々も外国籍を有する市民と同様の課題を抱えている場合があることから、新ビジョンでは総じて「外国につながる市民」という表現を使用します。

第4章 これまでの取組と課題

(1) 地域の特性にふさわしい国際交流の推進

<取組>

本市の特徴として平成20年代にはコロンビア国籍の外国につながる市民が他市と比べて多かったことから、平成21(2009)年から平成30(2018)年までの間、コロンビア大使館と連携し、本市公民館にコロンビア大統領選挙臨時投票所やコロンビア大使館出張領事を随時設置してきました。

また、パルーダンス講習や独立行政法人国際交流基金等からのホームステイの受入れを実施する本市の市民団体を支援することで、市民主導による国際交流を促進してきました。

さらに令和5(2023)年、フィリピン共和国ダバオ市と姉妹都市協定を締結し、教育や文化などの面で積極的に交流を推進しています。

<課題>

これからの国際交流においては、市民一人ひとりが国際親善と異文化理解を深めることで多様性を尊重する意識を広げ、地域における外国につながる市民との共生による豊かな地域社会の創造につなげていく必要があります。行政・市民がさらに連携を深め、様々な国や地域との友好連携など、交流がより身近に感じられるような取組が必要です。

(2) 国際化社会に対応できる人材の育成

<取組>

小中学生の外国語によるコミュニケーション能力を向上させるため、令和3(2021)年度から全小中学校にJETプログラム⁶による外国語指導助手(ALT)⁷を配置しています。また、ダバオ市を中心としたフィリピン共和国とのオンライン交流会を実施し、児童・生徒が異文化交流を行い、英語を使った体験活動の充実にも努めています。

<課題>

国際化が進む中で、グローバルな視野を持ち異なる文化や歴史を理解し、共に持続可能な社会を築く人材を育成することは、重要な課題です。現在小中学校で行っている国際理解教育・外国語教育及びJETプログラムによるALTの配置を今後も引き続き推進していくとともに、次の時代を担う若者たちに向けて、様々な交流事業などへの参加を促進する取組が必要です。

⁶ 「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に実施している事業。

⁷ JETプログラム参加者の職種の一つであり、主に学校に配属され、日本人外国語担当教員の助手として語学指導を行い、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動に従事する。

(3)外国につながる市民との共生と支援の充実

<取組>

国際化が進む中であって、我が国に定住する外国人は年々増加しており、本市も例外ではありません。

本市の公式ウェブサイトでは、多言語表記(6言語)への切り替えを可能とし、市民の生活に関連する情報を記載した「くらしの便利帳」を多言語(5言語)で発行しています。その他にも観光パンフレットなどの多言語化(2言語)や母子手帳の外国語版(10言語)の配布を行っています。

また、JETプログラムの国際交流員(CIR)⁸を起用し、外国にルーツのある児童・生徒やその保護者などを対象に翻訳や通訳のサポートを行ってきました。令和2(2020)年度からは、日本語教室を市の識字教室の一つに位置づけ、市民団体と協働して実施しています。

<課題>

本市では、依然として外国につながる市民の生活環境に関する課題が山積し、複雑化しています。令和6(2024)年度に実施した外国人に対するアンケート⁹では、「あなたが普段の生活で困っていることや不安なことはなんですか。」という問いに対して回答者の25%が「言葉に関すること」と回答しています。言葉の壁により、行政からの必要な情報を正確に得ることができない状況であり、外国につながる市民の生活や社会参画に直結する課題です。

また、外国につながる市民と地域で共に暮らしていくにあたり日本人市民側にも課題が生じています。例えば、外国につながる市民との間で言葉が通じないことから願いをどう伝えたらいいかわからない、日本では“当たり前”とされていること(日常生活のルールやマナー等)の認識が一致していないため小さな違いをストレスに感じてしまう、日本人側の抱える困りごとはどこに相談したらいいのかわからない等が挙げられます。

このような状況が続くことで、相手に対する誤解や不安が広がり、結果として偏見や地域における分断の拡大につながるおそれがあります。そのため、お互いを理解し合うための意識づくりや交流の機会の創出等の取組が重要となっています。

庁内の国際化施策推進体制の整備と関係機関との連携を深めながら、継続して幅広い分野に関わる国際化施策を講じていき、本市に暮らすすべての人々が国籍や文化の違いなど多様な価値観を理解し、尊重しながらともに暮らすことのできる地域づくりを推進する必要があります。

⁸ JETプログラム参加者の職種の一つであり、主に地方公共団体の国際交流担当部局等に配属され、翻訳・通訳や国際交流イベント等の企画実施を行う。

⁹ 令和6年度泉南市外国人市民アンケート調査報告書

第5章 国際化推進の視点と目指すべき将来像

本市における国際化は、従来から進めてきた取組や、国内外での人的交流に関わる取組等をより一層推進することで、まちの魅力をさらに高めるとともに、本市に暮らす人々がお互いを理解し合い安心して暮らすことのできるまちづくりを意味しています。

上記を踏まえ、本市が国際化を推進するにあたり3つの視点を持ち、取組を推進していきます。

【視点①】 関西国際空港のあるまちづくり

令和6(2024)年9月で関西国際空港が開港して30年余りが経過し、これまで関西国際空港がもたらした本市への影響は大きいものとなっています。海外への交通の利便性向上はもちろん、空港関連企業の立地やインバウンドの増加により、市民の就労機会が飛躍的に拡充されるとともに、外国人就労者及び実習生の本市域への移住も見受けられるようになりました。アジアをリードする国際空港があるまちとして、地元・関空を最大限活用したまちづくりを進めます。

【視点②】 グローバル社会を担うひとづくり^{にな}

社会の国際化が進む中、子どもたちが受ける外国語教育をさらに充実させ、国際感覚と広い視野を備えた人材を育むことが重要です。とりわけ、本市は海外と直結する「関空のまち・せんなん」であることから、その特色を活かした取組を進めることが可能となっています。多様な文化に触れながら、グローバルな視点を備えたひとづくりを進めます。

【視点③】 市民主体の共に生きる力を育むまちづくり^{はぐく}

まちの国際化は、市民一人ひとりの理解と関わりによって地域に根ざしたものになり、持続的な地域社会発展の原動力となります。自治基本条例第6条「参画と協働の原則」には「市民及び市は、多様な主体によりまちづくりを推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働¹⁰すること」としています。

市民が主体となることで、地域の実情やニーズに即した形で持続可能な取組を生み出すことにつながるため、まちづくりへの「市民参加」が国際化を支えるカギとなります。

多文化共生社会の実現のため、本市に暮らすすべての人が異なる文化等への理解を深め、互いに暮らしやすい環境を作っていくことが必要です。

¹⁰ 泉南市自治基本条例(抜粋)

第3条(基本となる用語)(6)協働 市民と市又は市民と市民が、それぞれの責任と役割を認識し、互いの特性を尊重しながら、連携及び協力して地域社会の共通課題に取り組むことをいいます。

これらの視点を踏まえ、目指すべき国際化における市の将来像を定めます。

世界にひろがる 世界をかんじる 世界につながる 関空のまち・せんなん

《ひろがる＝国際化》

まちの国際化を推進することは市としてのアイデンティティの確立につながり、地域経済やまちづくりの活性化にもつながります。情報発信やPRを強化し、「関空のまち・せんなん」を強みとした本市独自の取組を展開します。

《かんじる＝意識醸成》

国際化施策への姿勢や取組を強化することでグローバル社会の一員であるという自覚を促し、市民に多文化共生の考えが広がり、市民が国際交流に積極的に参加します。また、これからのグローバル社会において、子どもたちへの外国語教育を推進することにより国際社会に触れるチャンスを増やし、グローバルな視野を育むことは、将来のまちづくりへの投資となります。

《つながる＝交流・受入・共生》

関西国際空港があるまちとして、国際間の往来が日常的にあること、またインバウンドや外国人材の受入れは本市の強みとなっていきます。市民が国内外で外国とつながる機会を多くもち、地域での交流が活発に行われることで子どもから大人まで、本市に住む全ての人々がお互いの違いを理解し合い、尊重し合い、安心して暮らせるまちを目指します。

目指すべき国際化における市の将来像を実現し、第6次泉南市総合計画にある「本市に関わるすべての人がそれぞれにとっての幸せをみつけられるような、笑顔あふれるまちづくり」を推進します。

第6章 新ビジョンの方針

新ビジョンの目指す姿を実現するため、3つの方針を定め、それぞれの主な取組の方向性を定めます。

方針1 国際交流の推進

市民及び市は、これからのまちづくりにおいて国際社会との関係や国際的な視点が重要であることを認識し、積極的に国際交流を推進するよう努めます。

《方向性》

- ・海外姉妹都市との連携や、地域での国際交流等の支援を行い、市内でのより一層の国際交流の推進を図ります。
- ・地域経済の生命線である関西国際空港とともに発展していけるよう、地元空港を活用した国際交流を進めます。
- ・関西国際空港を活用したインバウンド誘致を推進し、本市への訪問・滞在の促進と観光受け入れ体制の強化に取り組みます。
- ・国際的な知見やネットワークを有する各種民間団体、関係機関との連携を図り、多様な主体との協働により国際交流を推進します。

方針2 国際理解教育の推進とグローバル人材の育成

「関空のまち・せんなん」から、次代を担う子どもたちが世界へ羽ばたく環境づくりと、互いの文化的差異を理解、尊重し、国際感覚と広い視野が養われたグローバル人材の育成を目指します。

《方向性》

- ・就学前から小中学校に至るまで、多様な文化や考え方に触れる機会を確保し、グローバルな視点や豊かな心が育めるよう、国際感覚の醸成に取り組みます。
- ・外国語教育をさらに深化させるため、JETプログラムの活用を継続します。
- ・国籍やルーツに関わらず、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる環境を確保するため、一人ひとりの状況に応じた言語的支援等のきめ細やかなサポートを行います。

方針3 多文化共生のまちづくり

様々な交流や学びの機会を通し、日本人市民も外国につながる市民も、すべての人々が互いに理解し、尊重し合い、安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

《方向性》

- ・日本人市民と外国につながる市民がお互いを理解し、「よき隣人」として共に社会をつくる土壌を整えられるよう、意識啓発と地域社会との交流の促進に取り組みます。
- ・言葉や文化の違いによる壁を取り払い、異なる文化を尊重し合う意識を広げることで日本と外国、お互いに対する固定観念を和らげ前向きな意識へとつながる取組を推進します。
- ・外国につながる市民が、適切な情報や支援を受けながら安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組みます。

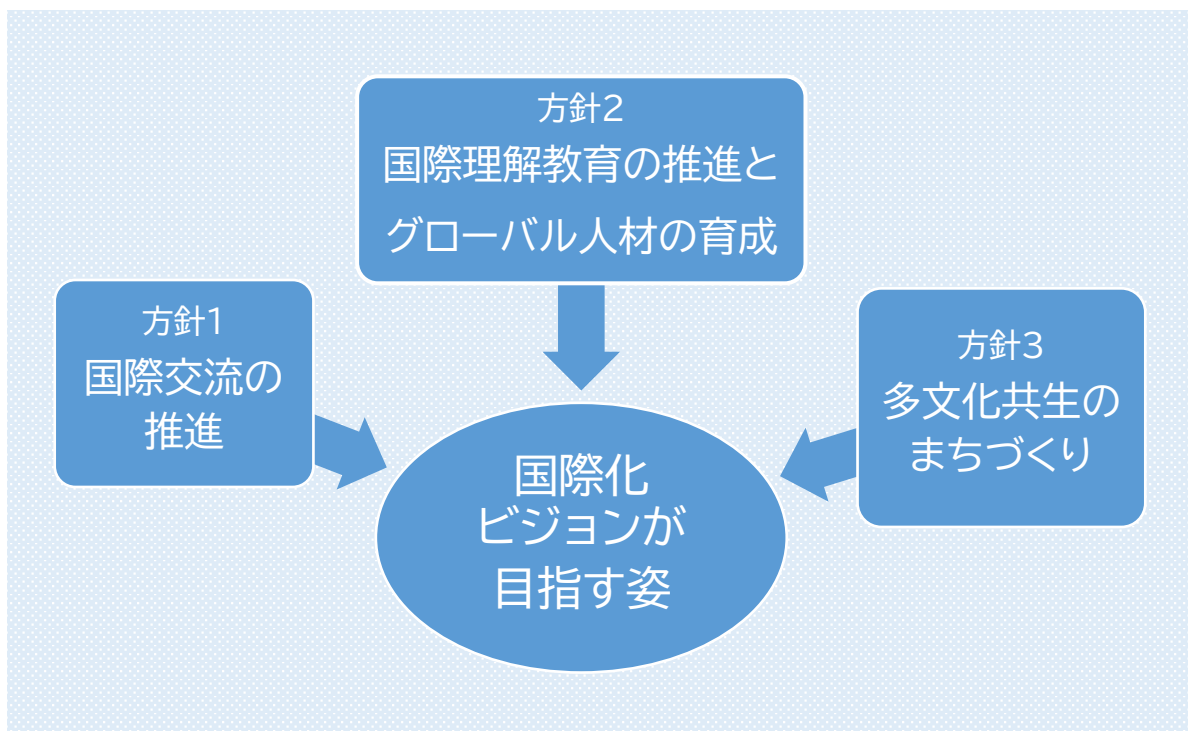


図 6 3つの方針のイメージ

第7章 新ビジョンの推進体制

第6章 新ビジョンの方針に基づき、今後の国際化の推進や多文化共生社会の実現を目指し、市民、各種民間団体、関係機関等との連携・協働のもと、新ビジョンに関わる施策を総合的に推進します。

(1)市の推進体制

国際化施策については、市として全庁的に取り組むべき課題であることから、関係部局の連携により、新ビジョンに基づいた施策の推進及び進捗について把握を行います。そして、国や大阪府における今後の動きを注視しつつ、本市の状況に応じた取組を進めていきます。また、社会状況等の変化も考慮のうえ、必要に応じて取組内容を見直しながら、「国際化における市の将来像」の実現を図っていきます。今後、新ビジョンの着実な推進に向けて、推進体制の構築を図ります。

(2)市民や各種民間団体・関係機関等との連携

国際化の推進においては、文化や言語の違いに加え、生活全般に関する様々な課題があり、これらを解決するには、市民や各種民間団体、関係機関間の連携や協力が不可欠です。様々な主体がつながり、お互いに働きかけ、より一層協力しあえる関係を築きます。

(3)国・大阪府・他市町村との連携

国際化施策の推進にあたっては、国や大阪府と役割分担をしながら進めます。また、市民の生活や活動の範囲は市内にとどまらないことから、必要に応じて他の市町村と情報交換をする等の連携を図り、本市だけでは解決が難しい課題の解決に向けて取り組みます。



泉南市

泉南市行政経営部政策推進課 令和8年〇月
泉南市樽井一丁目1番1号 / 072-483-0004